

○広報かみみねの有料広告掲載に関する要綱

(平成19年4月10日要綱第8号)

改正 平成26年2月18日要綱第2号 平成27年6月29日要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、上峰町が発行する広報紙(以下「広報」という。)に有料広告(以下「広告」という。)を掲載することに関して必要な事項を定め、もって自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の基本原則)

第2条 広告は、広報の公共性及び品位を保つため、次を基本原則とする。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 住民及び企業等に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関連法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の掲載基準)

第3条 広告の掲載に関する基準は、その内容が前条に規定する基本原則に反せず、かつ、町長が別に定める基準に基づくものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)が、広告掲載可能枠数以上いる場合においては、申込受付順とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 町長は、広報等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定に関わらず、企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する広報の発行日(毎月1日)の40日前までに、広報かみみね有料広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告の掲載位置)

第7条 広告の掲載位置は、町長が決定し、有料広告である旨を表示する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は、各年度最長12月とする。

2 広告の掲載を連続して申込みことができるのは、同一年度内のみとし、年度を越えて連続する掲載を申込みことはできない。

(広告の審査・報告)

第9条 町長は、第6条の規定により申込書が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は、広告掲載希望者に修正を求めることができる。

2 町長は、提出された申込書を次条に定める上峰町広告審査委員会の審査に付すものとする。

(広告審査委員会)

第 10 条 町長は、前条第 2 項の審査をするため、上峰町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、第 3 条の規定による掲載基準に基づき、広告掲載の適否について審査する。

- 2 委員会は、まち・ひと・しごと創生室で構成し、委員長は、まち・ひと・しごと創生室長とする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その次席の者がその職務を代理する。
- 4 委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるときは、回議により委員会の審査に代えることができる。
- 5 委員会は、町長に審査の結果を報告するものとする。

(広報掲載の決定)

第 11 条 町長は、前条第 5 項の審査結果報告を受けて、掲載の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に対し、広報かみみね有料広告掲載可否決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(広告の作成)

第 12 条 前条第 2 項の決定通知書により、掲載可の旨の通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。ただし、申込書に添付した広告の原稿と同一のものを使用する場合は、この限りでない。

- 2 広告の原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告主の責任等)

第 13 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料及び納入)

第 14 条 広告掲載料は、次のとおりとし、広告主は、町長が指定する期日までに、町の発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入するものとする。

規格	広告サイズ	広告掲載料(1 箇月 1 枠分)
カラー	縦 5cm × 横 8cm	5,000 円
カラー	縦 5cm × 横 17cm	10,000 円

(広告掲載の取消し)

第 15 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条の広告の掲載可の旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第 12 条に規定する期日までに版下原稿を提出しないとき。
  - (2) 広告主が前条に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
  - (3) 広告主が提出した版下原稿が第 2 条及び第 3 条の規定に違反したとき。
  - (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
  - (5) その他町長が広報の掲載に支障があると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、広報かみみね有料広告掲載取消通知書(様式第 3 号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 原則として、広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、非掲載月号分の広告掲載料を還付することができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日要綱第 2 号)

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 29 日要綱第 5 号)

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。